

事業所名 福岡市立心身障がい福祉センター（保育所等訪問支援）

公表日

令和7年 3月 28日

		チェック項目	はい	いいえ	工夫していると思う点・改善が必要だと 思われる点など	課題や改善すべき点
環境・ 体制・ 整備 運営	1	訪問支援において、お子さんの支援に効果的な教具教材の助言を園の職員にしていると思いますか。	○		教材や環境設定については、実物やipadを用いながら紹介しています。	
	2	利用希望者に対して、職員の配置数は適切であるか。	○			
業務 改善	3	業務改善を進めるためのPDCA サイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか。	○		一人の職員が訪問することが多いのですが、園や対象児については職員間で情報共有を行っています。	
	4	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	○		評価に沿って業務改善に取り組みます。	
	5	職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	○		一人で訪問することが多いため、他職員の意見は予め支援会議を行っています。	
	6	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。		○	事業団に第三者による外部評価はありませんが、令和7年度は実施予定です。現在、指定管理者として評価を受けており、業務改善につなげています。	
	7	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。	○		法人内での研修の他、自治体主催の保育士研修等に参画し、資質向上を図っています。	
適切 な 支 援 の 提 供	8	個々の子どもに対してアセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、保育所等訪問支援計画を作成しているか。	○		発達検査（標準化されたもの）を踏まえてアセスメントを行い、個別支援計画を作成しています。	
	9	保育所等訪問支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、子どもの支援に関わる職員が共通理解の下で、子どもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	○		担当の発達相談員や療育担当、相談支援員等とも支援目標を共有し、支援計画作成に反映させています。	
	10	保育所等訪問支援計画を作成する際には、訪問先施設の担当者等と連携し、訪問先施設や担任等の意向を盛り込んでいるか。	○		支援計画作成前に訪問園へ伺い、子どもの様子だけでなく園の方針や職員体制、園としての意向も把握するように努めています。また、作成した支援計画が園で実施可能なものであるかについても確認しています。	
	11	保育所等訪問支援計画が職員間で共有され、計画に沿った支援が行われているか。	○			
	12	子どもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	○		当センターの標準化された発達検査を基に、行動の状況を確認しています。また、訪問中は児童発達支援の5領域の項目に近い独自の様式を用いながら子どもに様子を記録し、支援の検証を行っています。	
	13	保育所等訪問支援計画には、保育所等訪問支援ガイドラインの「保育所等訪問支援の提供すべき具体的内容」も踏まえながら、具体的な支援内容が設定されているか。	○			
	14	保育所等訪問支援計画が職員間で共有され、計画に沿った支援が行われているか。	○			
	15	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。		○	一人で訪問することが多いため、他職員の意見は予め支援会議を行っています。	
16	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。	○		自発管との振り返りを当日に行い、特記すべき点は適宜担当職員へ報告しています。		

	17	保育所等訪問支援を実施する際、訪問先の理念や支援手法を尊重して支援を行っているか。	○		支援計画作成前に訪問園へ伺い、こどもの様子だけでなく園の方針や職員体制、園としての意向も把握するように努めています。また、作成した支援計画が園で実施可能なものであるかについても確認しています。	
	18	毎回の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか。	○		5領域の項目に近い独自の様式を用いながら子どもに様子を記録し、支援の検証や報告書作成に役立っています。	
	19	定期的に保護者や訪問先の意向の確認やモニタリングを行い、保育所等訪問支援計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	○			
関係機関や保護者との連携	20	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、そのこどもの状況をよく理解した者が参画しているか。	○			
	21	地域の保健、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	○			
	22	就園・就学時の移行の際には、保育所等や学校との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	○			
	23	質の向上を図るため、積極的に専門家や専門機関等から助言を受けたり、職員を外部研修に参加させているか。	○		自治体主催の研修参画や他の外部研修の紹介も積極的に行い、参加を促しています。	
	24	(自立支援)協議会こども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか。	○			
	25	日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達状況や課題について共通理解を持っているか。	○			
保護者等への説明等	26	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	○		当センター主催の保護者向け講座、数種類のペアプロ、ペアトレの他、各療育の部門で学習会を実施しています。	
	27	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	○			
	28	訪問先施設に対し、事業の趣旨や訪問支援の目的等について適切に説明を行っているか。	○		訪問園に趣旨の誤解を与えないように、訪問園との関係が深い保護者から当事業の利用希望を伝えていただいています。その後、訪問職員が詳細を説明するようにしています。	
	29	保育所等訪問支援計画を作成する際には、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、こどもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	○		スモールステップの観点で支援計画を作成し、保護者にもその旨を丁寧に説明するように努めています。	
	30	「保育所等訪問支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から保育所等訪問支援計画の同意を得ているか。	○			
	31	定期的に、家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、面談や必要な助言と支援を行っているか。	○		療育で来所した際に、必要に応じて療育担当職員から連絡を受け、電話や面談等で相談の場を設けています。	
	32	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。	○		通園対象児の家族には右記の機会を設けています。外来の方は、グループ療育においてワークを通じて交流する場は設けています。	
	33	こどもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、こどもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	○		契約の際に苦情相談窓口を紹介しています。相談の問い合わせがあった場合は、できる限り当日に対応するよう努めています。	
	34	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信しているか。	○		当事業の概要は、ホームページで紹介しています。	
	35	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	○		契約の際に個人情報の取り扱いや秘密保持に関する説明を行っています。	

	36	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	○		療育担当職員が、子どもの得手不得手、子どもにとって分かりやすい伝え方、子どもからのサインの受け止め方等を助言しています。	
訪問先施設への説明等	37	訪問支援に加え、訪問先からの相談等に適切に応じる体制を整え、必要な助言や支援を行っているか。	○		訪問日以外でも、電話等の相談をいつでも受け付けています。	
	38	保育所等訪問支援の実施後に、訪問先施設とカンファレンスを行っているか。	○		訪問当日に、担任や主任、園長等とのカンファレンスを行っています。訪問園には事前にその旨を伝え、時間を設けていただくようお願いしています。	
	39	保育所等訪問支援の実施後に、家族等へ適切に支援内容等の共有を行っているか。	○		報告書を作成し、訪問日の保育内容、子どもの様子、行動理由と有効と思われる対応等を報告しています。	
	40	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	○		作成した個別支援計画は、保護者から園にお渡しいただくようお願いしています。訪問の際は、個人名が記載された書類を持たないようにしています。	
	41	訪問先施設からの相談に適切に応じ、信頼関係を築きながら、専門的な助言を行っているか。	○		助言の際は、園の方針、職員体制等を考慮し、訪問園が実施可能な支援が実現できるように、「共に考える」スタンスを重要視しています。	
非常時等の対応	42	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	○			
	43	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	○		安全管理委員会を定期的に実施しています。また、緊急時対応マニュアルの策定、仮想ケースを踏まえたロールプレイを実施しています。	
	44	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。	○		年度当初にヒヤリハット研修を行っています。また、事故が発生した場合は報告書を作成し、安全委員会で報告することでセンター内で共有しています。	
	45	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	○		虐待防止委員会の開催と、虐待防止に関する研修を行っています。	
	46	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか。	○		身体拘束に関しては契約書に記載しており、保護者に説明を行っています。対象が就学前の子どもであるため、職員のどのような行為が身体的拘束にあたるかを保護者と確認しています。	